

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング(再処理施設(1-125)、MOX燃料加工施設(1-118))」

2. 日時：令和4年4月21日(木) 14時00分～14時50分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、大岡安全審査官、高梨安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 須藤専務執行役員 燃料製造事業部副事業部長 他17名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門

原燃計画グループリーダー 他1名

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 副長

東北電力株式会社 原子力本部 原子力部(原子力技術) 担当

電源開発株式会社 原子燃料室 上席課長

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書(令和2年12月24日)

「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html

- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書(令和2年12月24日)

「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html

・ 令和 4 年 4 月 1 5 日

「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始しますと本日のヒアリングは令和2年12月24日に申請があった設工認申請について資料をもとにヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:13	と規制庁側の出席者ですが、本庁会議室からナカガワタジリオオオカシミズと他WEBからコサク、タカナシ以上になります。
0:00:25	それでは日本原燃の方から出席者を紹介した上で資料の説明を開始してください。
0:00:34	六ヶ所の方から参加者を説明します。ストウばっか松タカハシスズキタニグチイシハラカサモアボ。
0:00:44	トクナガイナバサトウ。
0:00:47	ヒナタナツメコマツコヤマツシマイワサキ
0:00:53	イワモトです。
0:00:55	社会は00。
0:00:58	02の方から説明していきたいと思います。
0:01:04	はい。日本原燃志田でございます。まず資料の中身の説明に入る前にですね、大変長いお時間をいただきまして、MOXの方を15日に意識させていただきました。
0:01:16	この一色の資料を作るに当たりまして、日本原燃としましては、
0:01:21	横断的な指摘事項への対応というのを以前ヒアリングさせていただきました。その各条文へのちゃんとした展開をすると、いうこと、あと外部衝撃につきましてはこの今回ありますその他だけではなくて竜巻火山とか外部火災一連の事象がございます。
0:01:37	そういったものの中で同じように出てくるような展開については、横並びを図るということ、また表現の統一を図るということを、しっかりと作成者側が認識した上で資料を作ることに加えまして、
0:01:50	レビュアー特段今回レビュー者を追加というよりは以前のレビュアー、私だけではなくて電力支援で来ていただいている谷口さんとか、カサモさんとかのレビューも、
0:02:02	入れた上で1ヶ所という観点でもレビューをしたということでございます。
0:02:06	そういうことをやりとりをした上で、今回4月14日に提出をさせていただいたというのが、今回ヒアリングさせていただく大前提でございます。
0:02:17	ということで資料の方の個別の方の説明をさせていただきますが、資料が大体0002、レビジョン9でございます。

0:02:27	前回お出しをしたものから修正したところは、青字で記載をしてございます。細かい点というよりは多く、0の修正ポイントだけを説明させていただきますが、青字の部分で、
0:02:40	特には、右下9ページの積雪の組み合わせの話。
0:02:46	の、以前やりとりした内容も踏まえた上での修正というのをさせていただいたこと、あとは、外部商品全般としてやはり手法の伝え方ですとか、基本の欄の設定の考え方というのを、
0:02:59	記載を統一を図るということをさせていただいているというところがございます。
0:03:05	はい。
0:03:08	積雪があります15ページについての記載もこれまでのヒアリングを踏まえてかつ我々としての考え方をちゃんと締め決めた上で、記載を適正化させていただいたということでございます。
0:03:21	あとは、
0:03:25	記載を修正している中で当然最初にその横並びというのを図りながらやっておるんですけどもその弊害というかチェックで見つけなきゃいけないところではありますが19ページのところに左側の吹き出しですね。
0:03:39	MOX燃料加工施設と書かなきゃいけないところ再処理施設と書いてしまっているところは、すいません、こちらの修正漏れでございます。
0:03:47	はい。あと有毒ガスであったりとか、高久別の漏えいの関係っていうのとその影響をどう設計に反映するかという考え方についても、横断的な指揮事項の考え方を反映した上で、
0:04:00	適正化を図らせていただいているところでございます。
0:04:04	はい。
0:04:06	当惑別紙1今のようなことで整理をさせていただいてございます。先ほど冒頭申し上げた考え方は当然別紙1だけじゃなくて全体同じでございます。
0:04:17	あとは、外部衝撃の固有の話でいきますと、外部衝撃その他はあまりインパクトはないんですが53ページ別紙4の
0:04:28	頭にですね。
0:04:29	添付書類の構成がわかるようにということでどこに何を書く、あと次回に展開するものが何があるかというのが、わかるような、
0:04:41	図をつけさせていただいてございますこれ外部衝撃が、親子関係があるということを踏まえて整理をさせていただきました。これは竜巻、火山

	も含めて他の事象もこれはつけさせていただいているところがございます。
0:04:55	親子関係がないような火災とか一世みたいなのを、親子関係というかトップで1個しかぶらさがらないような話については、特段こういった場合はつけてないという状況でございます。
0:05:08	はい。
0:05:09	別紙資料につきましても先ほど基本設計方針の別紙1の修正というのを反映をすることに加えて、
0:05:19	従前個別の補足説明資料でいろいろヒアリングをさせていただきましたときに出た、ご指摘を反映したということと、補足説明資料と添付書類の切り分けということで添付書類に書くべき事項だろうということが添付されがあり、
0:05:35	追加をさせていただいているところがございます。
0:05:38	記載を修正したポイントとしては、79ページ右下79ページ。
0:05:44	70、80ページとかの高温凍結のところの温度の設定の考え方というのは、
0:05:50	だとかあとは81ページにあります降水のところの降水量の設定の考え方、そういったところは、個別の補足説明資料のヒアリングでのご指摘というのを踏まえた上で当社としての考え方を整理をして記載を、
0:06:06	修正をさせていただき、いただいたと、いうことでございます。
0:06:10	はい。
0:06:13	あと、別紙6につきましては、104ページ以降でございますが、こちらは他の条文でもいくつかヒアリングをさせていただきました第1回に出す範囲というのは、
0:06:26	まずは、
0:06:31	合わせ技みたいな形で設計になっているものについては、今回の対象設備じゃないから書かないということではなくて、セットで設計方針としてしっかり第1回に示すということ。
0:06:42	あとは、
0:06:44	申請対象設備として出て、明確に設備の具体的な設計が出てこないようなもの、そういったものは、今回の一連の流れの中で基本設計方針としてエントリーをさせていただくと。
0:06:57	というようなことで整理をさせていただきました。
0:06:59	結果108ページに書いてありますが第1回申請にすべての記載を出させていただくという整理の結果になったということでございます。

0:07:10	109 ページ以降の別紙 6 の②につきましては、変更前後の比較ということで、清木認可サトウ期許可ですが、強化と言うと話がおかしくなっちゃいますけど場合の許可、
0:07:22	であるとか、例の設計方針をうたっていたと言うことは、直接的にそれが読めないにしても、当然こういうことはやっているよね法令に従ってというものについても、
0:07:32	変更前に記載をさせていただくということで、これも横断的な指摘事項の対応の中であるとか他の条文のヒアリングを受けた形での全体的なルール化ということで、
0:07:44	展開をさせていただいたということでございます。
0:07:48	はい。その他についての説明は以上になります。
0:07:54	規制庁の田尻です。それでは概他 0002 について幾つか確認させていただきます。まず別紙 1 からなんですが、
0:08:05	本当の細かなところとしてはコンマじゃなくて及びなんじゃないかであるとか、
0:08:11	例えば 1 ページ目のところ、右下 6 ページのところ、自然現象括弧地震及び津波を除くという話が出てくるんですけど、これがどこまで適用される話なのか、この段落においては全部これって話なのかよいか同じという記載がない中で、どこまで適用されてるのかとか少しわかりづらいところとかがありますが、
0:08:29	本質的な話ではないので、今回整理をされてきたってところで大枠の整理がちゃんとできてるかというところで、そういった点だけまずは確認していければと思います。
0:08:38	まず右下 8 ページなんですが、
0:08:41	設工認申請書基本設計方針の一番上のところで、外部からの衝撃に対する影響評価並びに、安全機能を損なう恐れがある場合、衛藤場合の防護措置及び運用上の措置というふうに書かれていて、
0:08:52	この部分は以前まで防護措置と運用上の措置で、その際には、波及的影響を及ぼすってところも 9 考慮しますよという記載だったかと思うんですけどここであえて今回影響評価という言葉を入れてられているかと思うのでその理由を説明してください。
0:09:07	はい。日本原燃でしょ。
0:09:11	まず、私さっき言いました。日本原燃石原でございます。
0:09:14	具体的にはいつ変更したかっていうのは影響評価については以前ですね、横断的な指摘事項の整理をした際に、これ全体の枠としてどういったことに対して、

0:09:26	その防護措置であったり運用の措置を考えるのかといった波及的影響を考えるのかっていうことを整理をする際に、
0:09:36	影響評価いわゆる設計上の評価をする際にも波及的影響も考慮しなきゃいけないだろうということで、その横断的な指摘事項への対応方針を決めた時にこれは入れさせていただいたものになります。今回、
0:09:48	修正したのは事例並びにというのを、前番場かなんかが、
0:09:53	させていただいたところでございます。以上です。
0:09:57	規制庁タジリです。衛藤。
0:09:59	若干前回のやつのバージョンでもいなかった気がするんですけどその細かなところを追いかけていただいて、防護措置であるとか運用上の措置っていうものが積み重なってその結果に影響評価するという形で若干内容が重なるところはあるようにも思えるんですがその部分は多少重なるところがあっても広めに記載していくというのが方針ということでしょうか。
0:10:19	はい。枠として抜けがないようにということで考えて全体がオーバーオールに変えるようにということで考えました。以上です。
0:10:27	規制庁タジリです。ここに関しては実情のように防護設計というふうにバックで書く形も小牧戸塚本間どちらでなければ駄目というふうに思ってるわけではないのでそこはお任せするんですが、
0:10:38	このところで影響評価と防護措置とか対策とかの話を、要は並べて書くという形にして他のところでは出てこないとかになると、要は並びがとれてないような形になり得るところがあるのでそこは絶対精査された上でということで認識しましたので、
0:10:51	他のところも含めて今後確認させていただければと思いますのでよろしくをお願いします。
0:10:56	はい。
0:11:00	規制庁館です。で、次確認したいのが、右下 13 ページからなんですが、凍結のところ。
0:11:08	正確には凍結と 14 ページのところにある高温とかもなんですが、
0:11:14	観測された日最低気温を参考にしたであるとか、日最高気温を参考にしたというふうな形で書かれていて、
0:11:21	これが例えば右下 15 ページの適切であるならば、江藤最新積雪を考慮したという形で書きかえをされている気がしていて、
0:11:30	凍結とか高温に関して、
0:11:33	参考にしたというのがどういう意図で書かれてるかっていうのを説明してください。

0:11:40	はい。二本木。
0:11:43	六ヶ所答えられますか。
0:11:47	日本原燃の徳永でございます。ここを参考にしたというところの記載については、牟田八戸、またあと6ヶ所の気象観測上の記録を踏まえて、その中から設定すると。
0:12:01	いうところで、
0:12:03	ここは最新積雪とかとはちょっと違うというところで、カサモ法にしたという形で書き分けさせていただきました。以上です。
0:12:14	規制庁田尻です。一応ちょっと趣旨確認し、するためにちょっと自分の認識なんですけど、まず高温に関して言うと、結局3ヶ所のは衛藤。
0:12:25	観測記録すべてを活用する形になっていたの、なぜこっちが参考したっていうのがまずよくわからないのと、凍結の方も、別に参考にしたというのは若干曖昧な言葉が使われてるような気がして、
0:12:36	考慮した上で結局どこを採用するかっていうところで整理をされたっていうのが、この間からの補足説明資料や他の添付とかで説明されようとしてる内容という認識なんですけど、参考にしたというふうにあえて書きかえる意味っていうのが、要は参考にしたと書いた場合、何を言いたいのかが、今の説明でもよくわからなかったんですけど少し補足していただけますか。
0:13:00	下のトクナガでございます。そういう点では、今まさにヒアリングの補足説明資料の中で、対象を改めて整理してやっているところ。
0:13:12	でして、そういう観点ではここに関しては、参考にしたっていう形ではなくて、考慮したっていう記載でも差し支えないところもあるのかなというふうには思っているところです。以上です。
0:13:25	規制庁田尻です。差し支えないとかそういう話というよりは、原燃としてどういう整理をしたかというところで、混線してますかこれ。
0:13:34	元気どうぞ。
0:13:37	はい。聞こえます。はい。差し支えないとかそういう話を聞きたいのではなくて原燃としてどういう整理をしたのかというところで、参考にしたっていうのは、参考にしただけで考慮しませんでしたとかもう気もしませんでしたともある意味、取れてしまう本当の参考でしかない記載というふうに今まで申請書に書かれてたような気がしたので、
0:13:53	若干記載として、意図が不明確にならないかと。あくまで基本設計方針としてどういうふうに設計するかっていうときに、参考にしただけではいいとか伝わらないんじゃないかというところがあるので、

0:14:03	少なくとも参考にただけではわからないので、考え方があるというんだったらそこを変えていただくでもいいですし、考慮したという形で書いていただいてそれを添付や補足で説明するのも構わないんですけど、
0:14:14	少なくとも参考にしたという記載だけだと意図が不明な気がするんでその点はちょっと考慮を検討いただければと思います。
0:14:23	日本原燃徳田でございます。はい、承知いたしました。
0:14:30	規制庁田尻です。で、次いかせていただきまして、右下 15 ページ 16 ページのところなんですけど、
0:14:38	どちらかというとなら 16 ページのところメインなんですけど、塩害のところ、周辺設備の話なんですけど、
0:14:46	変電設備、これ書かれてるのは、許可のDBの設計方針の塩害のところ書かれていた、許可本文に書かれた内容かと思っております、
0:14:56	この部分を消すのであれば許可整合性所許可正誤をどういふふうに説明するのかというのをちょっと理解できなかったのこの部分について説明してください。
0:15:09	日本原燃の徳永でございます。こちらについては、
0:15:14	常設重大事故対処設備だということ、整理上は 30 条とかそちらの方の条文の方で記載をすることで、
0:15:23	は、必要な事業、設計方針については書かれるという形で整理できるかなというふうな考えて、このように整理しました。以上です。
0:15:31	規制庁田尻です。設計をするという意味で言えば、DBで加工がSAで書こうかというところではあるんですけど、まず許可本文に書かれていたところがどこの位置で書かれていたのかというところも含めて整理をしていただきたいと思います、
0:15:44	技術基準適合という意味で言うんだしたら、外部事象防護対象施設に入らないものを書けませんという整理をするだけだったらまだ認められると思っております、許可整合という観点でいうと、
0:15:54	別に基準で要求されてなくても原燃が許可でやるという設計はそのまま担保され続けなければいけないものだというふうな認識しているので、
0:16:01	許可の本文のこの部分が、DBもSAも主語がないところだったんですけどいう整理であんだたらまだ説明ができるかもしれないんですけど、流れ的にはDBの部分で説明してたような気がするんで、
0:16:13	これ資料自体がちょっとどちらかと技術基準適合みたいな形で説明されてるところが多いような気がするんで、許可整合という観点で、この設

	計方針を書かないことの説明ができるかというところは検討いただければと思います。
0:16:28	日本原燃徳田でございます。ご指摘の通り、住宅安全上中の施設、外部事象防護対象施設ではないというところ。ただご指摘の通り、当許可の文章は安全機能を有する施設のところに書いてある記載なので、
0:16:42	そこはご指摘の通りを踏まえて、許可整合を検討した上で、記載を確認したいと思います。以上です。衛藤タジリですよろしく申し上げます。今、若干関連するんであわせてお伝えしますが右下 35 ページのところ、各条文の設計の考え方というところで、
0:16:59	今のやつは多分DPの外ダイヤの14というところなんですけど、変電設備を安全機能を有する施設でなく、と書かれてるんですけど、今おっしゃられたように、外部事象防護対象施設でなかったとしても安全機能を有する施設であるというふうに、
0:17:12	倉田の許可のときからの説明だと認識しているので、その辺りも言葉遣いに近い話だと思うんですけどそういった点に関しては整理いただければと思います。
0:17:22	日本原燃徳永でございます。あわせて検討させさせていただきます。以上です。
0:17:27	規制庁タジリです。あと記載のルールに近いもので確認しておきたいんですが、ちょっと戻っていただいて右下 13 ページから、エプスで自然現象に対する防護対策というのが書かれていて、
0:17:38	例えば風とかだったらこういうふうにやります就農しますよとかっていう話書かれてるところで、凍結とか、高温になると、機能を損なわない設計とするとだけ書かれてるところなんですけど、
0:17:49	これ具体を書いてないのは、今回、木質に関して言うと屋外の外部事象防護対象施設というのが存在してない形になっていて、個別に防護対策というのをうたうようなものがないときは、
0:18:02	基準の裏返しというわけではないんですけどどういうふうに事象を設定してそれに対して機能を損なわないというふうな設計方針だけを謳うとかそういうルールですかね。
0:18:13	日本原燃徳永でございます。ご認識の通りでして、MOXに関しては屋外の外部事象防護体質がないというところで具体的に設計する対応版、特に、
0:18:24	本文に書くべき事項がないという中で、記載を検討した結果として、この方針だけ今書かせていただいているというところになります。以上です。

0:18:34	規制庁田尻です。理解はいたしましたの。要は発電所みたいに凍結防止対策とかっていうのを書くのが適切かといった時に、個別の対策がないのでそこまでは書きませんでしたというのがMOXの整理ということのようなので、
0:18:46	その場合再処理においては、今回屋外の防護対象施設とかもいるような形になるのでその点も踏まえた上では、記載がされるというふうに認識しているのでまだ最初に示されてないので、示されたタイミングで確認したいと思うんでよろしくをお願いします。
0:19:00	尾上トクナガでございます。そちら横並び整理できるような、はい。対応していきたいと思えますよろしくお願ひいたします。
0:19:09	規制庁館です。
0:19:11	あと、どっちかというところ記載の考え方ってところで最後に別紙1としては最後に1点だけ確認しておきたいんですが、
0:19:19	すいません最初の方に戻ってしまって恐縮なんですけど右下6ページと、右下7ページを見たときなんですけど、イニシャル9ページの基本設計方針では自然現象の話が書かれていて、右下7ページのところでは、人為事象が書かれてるかと思うんですけど、
0:19:34	見た限りでいうと、自然現象と人為事象の書き方が微妙に違うような気がするんですけどこの辺りって何の何か書き分けとかの考え方があるものでしょうか。
0:20:04	規制庁タジリですと、音声大丈夫ですか。
0:20:09	ちょっと糸賀綿伝わりづらかったかもしれないんですけどもう一度ですが、右下6ページのところで言うと、
0:20:16	これこれのような環境条件においてその安全機能を損なう恐れがある場合はどうのこうのという形が書かれていて、人事者右下7ページでいくと安全機能が損なわれないよとかっていう形で、微妙に書き分けをされているので、
0:20:29	自然現象と人為事象なので、必ずすべての言葉を合わせるというふうに思っているわけではないんですが、意図があれば確認したいというのが趣旨です。
0:20:41	日本原燃カサモですすいません。ここはちょっと伊藤をもって書き分けてる箇所ではないので、
0:20:50	不適切な表現に直したいと思ひます。
0:20:53	規制庁館です。そういった形で本質的なまず中身がそろってるところがスタートラインとしては重要かなと思ひてそこまで細かなこ

	とは伝えてないんですが、記載の統一であるとかまあ、今回ある程度精査をされてきているというのは当然認識はしているんですけど、
0:21:07	その上でこれで十分だっていうふうに現思った場合に、何か作業止められても困るので、ちゃんと引き続き精査が必要という認識のもと、別に
0:21:17	要は出した後に、何でもかんでも修正されるってのはさすがに駄目だと僕は思っていてちゃんとレビューをしてきましたという形で出されているそんなに何でもかんでも変えないでくれというところあるんですけど、出した後に何の作業もせずに、打ち明けて待っておられても意味がないので、
0:21:30	ちゃんと精査をした上で、何度も確認した上でただ、そのあとにもう1回確認してなぜか間違いを見つけてしまいましたというのを止めるつもりもないので、精査というのを引き続き続けていただければと思いますのでよろしくお願いします。
0:21:44	日本原燃カサモです。はい、了解しました。
0:21:48	規制庁谷です。はい。田尻さんまだ続く。いや、大丈夫です。別紙1は以上です。
0:21:56	規制庁コサクですけど、タジリから精査を止めるつもりもないというようにことを言いましたけど、私がこれまで聞いてるところを精査ができてるとは思えなくて、
0:22:08	精査を改めてしてくださいと思ってしまうん。
0:22:12	です。
0:22:13	許可整合のところを考えずに書いていて、整合とれてないですよって聞いたら考えますと言ったり、
0:22:25	参考という表現が、認識がずれていたってのは
0:22:30	考えを整理をしてやっていけばいいということだとは、
0:22:34	こちらと認識が合うような要望でやっていけばいいということだと思うんですけど。
0:22:39	それ以外はどうも、
0:22:41	これまでもヒアリング等でお伝えしていた着眼点だと思ってて、
0:22:48	それは、この資料で不十分でレビューが、
0:22:52	十分できなかつたということなのか。
0:22:54	全体としてそういう視点が抜けてるということなのか或いは、
0:22:59	違った方針のもとにやっちゃっているということなのか。
0:23:04	その辺の状況を教えていただけますか。

0:23:18	すいません日本イシハラでございます。ちょっと私、また作業があるんでちょっと抜けてましたが、今の点につきましては、我々のチェックの段階での、
0:23:29	考え方に一部不備があった可能性は否定できません。理由は何かといいますと、最初の段階でこの自然現象外部衝撃ですね、DBとSAを、色を変えたり同じところに書くと言って整理をして、
0:23:46	そのときに、全体の設備に対する設計方針を変えていたところを、今回SAはSA側でやるのでということで切り分けました。おっしゃっていただいた通り電源設備なんかは、DBの中でもともと書いていたでしょうと、許可の時、
0:24:02	ねっていう考えをちゃんと持っていればよかったところがちょっとSAとしてエントリーしていたというところの頭が強くて、間に結果的に抜いてしまったというところだと思いますので、
0:24:13	許可整合という観点丸々、チェックの仕方が悪いというよりは、ここが特別な理由で我々のチェックを抜けてしまった可能性は否定できないなと思っておりました。以上です。
0:24:26	規制庁コサクです。わかりました。
0:24:32	どうぞ、真崎作業の経緯があって、
0:24:36	このパーツパーツでの着眼点という点ではレビューとかはしていたんだけれども、最終的なところで見たときのレビューというのが、少し、
0:24:47	漏れていたのかなというところで、
0:24:51	個別特有な状態だということで理解をしましたので、そういった目で改めて全体を見ていただいたり。はい。最初に、田尻が言ったように、
0:25:01	疼痛7日及び7日だったり、或いは等の書き方だったり、参考という用語だったりとはいろいろと細かくはまだ精査が必要なところっていうのはあろうかと思しますので、
0:25:14	そういった視点も含め、
0:25:17	進めていただければと思います。以上です。
0:25:19	はい。日本原燃志田でございます。そういう視点も含めてしっかりと精査をさせていただきたいと思います。
0:25:32	規制庁田尻です。別紙1に関して規制庁側から諮り何かありますか。
0:25:42	規制庁田尻です。なさそうであれば、大枠という意味で別紙用にちょっとすいません飛ばさしていただいてすいません別紙23も丸三角、細かなところという意味ではあるんですが、
0:25:53	丸山で中身をまずしっかり直してきたかというのを把握したいので別紙4にちょっと行かせていただくんですが、

0:25:59	別紙4から、まず53ページのところで、要は今回申請どこなのか、どこを示すのかっていうのを示すのをつけていただいた上で一応理解ができやすくなったかなというふうに思っていますと。
0:26:10	なんで53ページの理解としては、
0:26:13	宴会に関しては関係とかそういったものところで、個別のそのときに説明する形になるけどそれ以外のものに関しては今回意識示しますというふうに書かれているというふうに読んだんですけどそういう認識でよかったですかね。
0:26:24	はい。日本原燃石澤でございます。おっしゃっていただいた通り、
0:26:29	整理でございます。
0:26:30	藤尾館です。認識いたしました。その上で別紙4の中身に入らせていただいてなんですが、
0:26:36	右下65ページに行ってください、
0:26:41	これはちょっと別途補足説明資料での説明を求めているところなんで、今後直る可能性があるところかなという認識もありつつなんですが、右下6週5ページの、添付5-1-1-1の上から10何行目ぐらいのところで、冬季の最大積雪として概ね3日間程度の継続時間を想定した50年再現っていうのを書かれてるんですけど、
0:27:02	この部分に関しては積雪の補足資料のところで組み合わせのところ、なんでここだけ150センチなのかっていうところを説明してくださいねといったところに近い話かなというふうに思っていて、
0:27:12	ここに関しては、許可のときから説明してきている内容というのが当然あって、その部分をしっかり言葉に落としてくださいねという話だと思っていて、
0:27:20	多分その時に概ね3日間程度の50年関田市っていうだけの説明をしてきてはなかったと認識しているんですけどここっていうのは今どういう状況ですか。
0:27:32	日本原燃の徳永でございます。前回の12月のヒアリングで、今おっしゃられた通りのご指摘いただいて許可を、整理資料の記載も含めて補足説明資料については、
0:27:43	見直させていただいているところでございます。そこについて
0:27:48	基本的に許可のときの整理としては地震とか、地震、建築基準法に基づく、
0:27:55	主荷重荷重の考え方を適用したときに、下か、降下火砕物についても、

0:28:02	降下火砕物の荷重を主荷重としたときに、積雪としては従荷重と見ることができて、その考え方を基づく等、150センチで設定することが妥当であるというような記載が、許可で説明をされていると。
0:28:16	いうところを踏まえてこちら記載を充実しようとしているところでございます。必要に応じて、ここについては、
0:28:24	趣旨としては今現状書かせていただいているところでございますが、必要に応じては記載を見直しをしなければならないところかなというふうに認識しているところでございます。以上です。
0:28:35	規制庁館です。江藤。この部分に関しては右下9ページのところで本文で書かれていて今おっしゃったように建築基準法の考え方を取りながら150センチにしますよっていうのがあって、本来多分説明資料なんで、ちょっとどこまで書くの方、適切かっていうご説明あると思うんですけど。
0:28:51	なんでそれにしたっていう考え方が多分もうちょっと書いてあった方がわかりいいと思っていて、許可の時の説明の方が若干充実してるような気がするんで、結局のところ、積雪が190センチ積もった状態で地震が起こるとか、竜巻が発生するっていうのを想定するから190センチで、それに0.35を掛けますよっていうところで、
0:29:09	積雪と降下火砕物の組み合わせに関して言うと、
0:29:12	積雪の降下火砕物も、どっちも一瞬でパッと積もるわけではなくてある程度の時間がたちながらその堆積していくことを考えるので150センチを考えながらやりましたっていうところもあったような気がするんで、
0:29:25	ここに関しては別に許可の整理を間違ってるというつもりはないところなので、どういうふうに考えてどう説明したかっていうところを改めて整理いただいて
0:29:34	最終的にこのことバーンの近くに行くのかもしれないんですけど、多分前後の言葉が足りないような気がするんで、その辺りに関してはちゃんと整理した上で、記載を考えていただければと思います。あと、
0:29:44	補足説明資料という意味でいうと、今おっしゃられたように結構前に言ったような気がするんですけど、これいつごろ示される予定でしたっけ。
0:29:53	日本原燃徳永でございます。今、社内レビューをかけようとしてるところでして、チェックでき次第、速やかに提示させていただきたいというふうに思っているところです。
0:30:03	規制庁田尻です。はい。駄目じゃないかなと規制庁タジリです説明資料に関して言うと、これに限らず、何か全般としていつ出てくるのかみた

	いな雰囲気ちょっと漂っているところがあるので、出せるものは別に どんどん出していただければいい話で、
0:30:20	レビュー者の関係もあってどこかで止まるっていう可能性はあるのかも しれないんですけど、資料の精査なんていうのを各担当がやればいい話 で、原理においてはその辺の体制を組みながらやられてるというふう にこちらでも認識しているので、
0:30:31	特に何かこちらが内容を求めたものを1ヶ月も2ヶ月もたってから示さ れても、そもそも質問なんだっけかってところから始まるのも新しい話 ですので、ちゃんと必要なものは、できるだけ速やかに示していただ いた方が審査としては効率的かなというふうに思いますので、
0:30:46	その点を考慮した上で対応いただければと思います。
0:30:51	丹下徳永でございます。承知いたしました。
0:30:56	規制庁タジリです。次もうちょっと説明足りないんじゃないかという ところで右下79ページなんですけど、
0:31:04	補足説明資料である程度説明を受けてきてるので理解はするんですけ ど、右下79ページの提案のところのやつで、
0:31:12	観測上三つを比較しますと言って、理由もなく急にハットリと六ヶ所 ですという話書かれてるんですけど、補足説明資料、どこまで補足に書 いてどこまでを添付に書くかというルールもないところではあるんです けど、
0:31:25	少なくとも添付だけを見て、内容を理解できるようにしていただければ と思っていて、そのバックデータであるとかさらに細かい部分を補足説 明資料に落とすというのは構わないんですけど、添付を見ただけのとき に、
0:31:36	なぜこの話が飛んだんだっけという六つの話なんだっけというのが全 くわからない記載だと、要はその説明書を見ても説明できてないとい う形になってしまうかと思っておりますので、
0:31:46	別に説明書が大量に書いてあったらバツだというルールなんて全くない ので、ある程度記載を充実していただいても
0:31:53	綺麗に書こうとするんだったら、本当の最低限ここ必要としっかり書き ましたっていうのも構わないんですけど、そこの精査をして足りない部 分が出てくるぐらいだったらしっかり書いていただければいいかなとい うふうに思いますので、その点考慮して対応いただければと思います。
0:32:07	日本原燃徳田でございます。先ほどの積雪と火山灰の加瀬ご指摘と同じ ご指摘かなというふうに認識しておりますを記載、必要な事項、改めて 精査させていただきたいと思っております。以上です。

0:32:21	室長館ですよろしく申し上げます阿藤右下 82 ページなんですが、
0:32:28	許可の時にうたってた奉仕員をベースにいろいろ書かれてるのは理解はするんですけど、右下 82 ページの、まず発電炉の方の一番下のところで、給気口のところで、
0:32:39	垂直積雪量に対して閉塞しないようにやりますよっていう話がうたわれていて、今それは原燃がうたってない形になっていて、
0:32:46	当たり前の話だから書いてなかったっていうのを、昔であれば別にとめもしないんですけど、最近補足説明資料のところで、フードの高さから考えると積雪で埋まっちゃうんじゃないかみたいな話をちょうどしているところで、
0:32:57	その設計方針がうたわれてないというのは不安でしかないところなので、当たり前っちゃ当たり前なんですけど、何を担保するのかっていうところで足りないところがないかっていうのを、精査された上で、
0:33:08	この閉塞に対して外部事象防護対象施設の安全機能を損なわないというところで包絡してるつもりなのかもしれないんですけど、この記載だけだと防雪フードの中に入らないことだけっていう形でそれ自体が埋まる場所っていうのが読みづらい気がしますので、
0:33:21	その点に関して言えばどのように考えておられますでしょうか。
0:33:28	日本原燃徳永でございます。基本的には先ほど田尻さんおっしゃられた通り許可制度を踏まえて書いてたというところで、当然の設計であるというところを前提に、ここ、
0:33:39	横に並べつつ、添付書類としては、具体的には書いてなかったというところでございます。ここについては、朝は当然必要な高さは確保しなければならぬというふうな認識ですので、
0:33:53	そこは適切に記載を反映するという形で対応したいなというふうに思っております。以上です。
0:34:00	規制庁田尻です。何でもかんでも実用を書いてあるすべて×と言うつもりは特にはないんですけど、その内容を見ていただいて自分とて、それは考慮が要るものか入れないものかっていうのは、精査した上で以前最初見たときに、さすがにこんな当たり前のものっていう判断されたのかもしれないんですけど、
0:34:17	設計見てみると点で、危なかったR S危なかったという基準見て高さ満たしてないみたいな話が出ているような状況だったりするので、
0:34:28	今回に関してはちょっと当たり前すぎて抜けたのかもしれないんですけど、

0:34:32	整理する上では本当に必要なものかどうかというのは精査していただいた上で、記載を考えていただければと思います。
0:34:40	井上徳田でございます。承知いたしました。
0:34:45	成長タジリですと一応別紙 4 自分からは以上なんですが規制庁側から他に何かありますか。
0:35:00	社長。
0:35:01	点だけちょっと、添付書類の 84 ページ目、落雷、
0:35:06	フォローなんです、
0:35:08	こちらは他の事象が、温度とカーで数値を出しているところはその数値の根拠をしっかり示すようになってきていて、落雷床だけ 178 割、
0:35:19	いきなり出てきてるような状況なので、
0:35:21	こちらも根拠等をちゃんと充実していただきたいんですがその辺いかがでしょうか。
0:35:29	日本原燃徳永でございます。すいませんそこは、そうですね既往最大の落雷根拠ってところがちょっと記載が足りてないところがございました
0:35:40	少し見直させていただきます。はい、規制庁課ですよろしく申し上げます。
0:35:44	私から以上です。
0:35:52	規制庁タジリです。他になさそうであれば次行かせていただきます。藤。
0:36:00	えっとですね、別紙の、
0:36:03	ちょっと待ってください。
0:36:08	別紙の 5 で 1 点だけ確認しておきたいんですがちょっと細かなところは改めてになるかもしれないんですがちょっと右下 101 ページのところ
0:36:17	記載の考え方を確認しておきたいんですけど。
0:36:22	右下 101 ページのところ表が書かれていて、第 1 回申請において示しまして、第 2 項、2 回以降が全部三角という形になってるんですけど、
0:36:32	ここってというのは一応第 4 回になると緊対所とか業別の建屋とかも出てくる形になると思うんですけど、そこをかけた要は設計方針には影響を与えないからとりあえず、
0:36:43	示したものとして第 1 回示してそのあとはすべて三角とかそういう整理ですかね。
0:36:50	日本原燃徳永でございます。ご指摘の通りで、
0:36:54	積雪の荷重の組み合わせの考え方に関する説明なので、そこは設備によって、考え方は変わらないと思っておりますので、

0:37:03	現状三角という形で整理させていただいているというところでございます。以上です。
0:37:08	規制庁田尻です。
0:37:10	藤積雪の荷重の評価っていうのは、火山に包絡されるから、だから、個別の評価として丸がつくようなやつも積雪して出てくるというよりは別途火山とかの方で丸がつくとかそういうイメージですかね。
0:37:29	本件はトクナガでございます。こちらについては、今回、
0:37:35	ご説明してる説明し、補足説明資料としては、荷重の組み合わせの設定の考え方をお示しさせていただいているというところで、そこは、
0:37:46	どの開示でも考え方としては変わらないというところですよ。判断
0:37:51	例えば火山で考えた時に例えば第4回で、建屋とかが出てきた時にそこに対して果樹の評価をすると。
0:37:58	なった時にそこは、その個別でまたご説明をさせていただくということになっております以上です。
0:38:06	規制庁田尻です。はい、どうぞ。
0:38:09	日本板倉でございますすみませんお礼と補足説明資料の構成をどう考えてるかも含めて見える化が必要な気がします特にこの、今ご指摘あった部分は本文だけで資料が構成されている補足説明資料と記憶をしまして、
0:38:28	例えば別紙それぞれ開示ごとに申請対象設備の部隊を何か示すような場合であれば、谷井さんおっしゃる通りこれ多分、丸2 そのあともなっていくんですけど、
0:38:38	本文だけでその考え方を書いてるだけの補足、その根拠だけを書いている補足の場合は、その後ろに個別の設備だからといって何か追加で別紙がつくわけじゃないので、そういう意味では先ほど戸倉が言ったように、
0:38:50	頭で言えば、あと同じということで、使いはするけども、これを改定することは考えていませんという意味で三角を書いているという趣旨です。
0:38:59	規制庁館です。理解をいたしまして何積雪に関しては火山とか他のところで堆積荷重としての評価を飛ばしてる形になっていて、飛ばすっていう考え方は1回だろうが、4回であればずっと変わらなくて、
0:39:11	個別の評価について別紙つけながら説明する形になるのは火山とかそっちの方のやつになるのでそっちの方ではない。結局丸とか三角の記載ルールを確認したというだけなので意図はわかりました。
0:39:21	ただあくまで外部事象その他としては、設計の方針のところだけ確認する形になるのでその部分を最初に確認して、その部分以降変わらませ

	んよというところは理解しました。その上で若干関連して別紙 6 で少し確認しておきたいんですが、
0:39:35	今回別紙 6 において、第 1 回申請で基本的にすべてかけますよという整理をされたというのは認識したんですが、ここに関しては、全体の方針として、
0:39:47	要は共通的な設計方針は第 1 回ですべて示してしまいますよという形で高屋では今回対象外ない形にはなるんですけど、
0:39:55	個別のせえと個別の聞く固有の設計方針極端な、わかりやすいやつは第 2 章とかで述べる個別の設計、設備の話ところとかだと思うんですけど、そういったところに関しては、第 1 回申請の対象には流石にならないのでそういったところを除くとかそういう考え方ですかね。
0:40:14	はい、日本イシハラでございますはい。おっしゃっていただいた通りだと思ってますはい共通的なものは、
0:40:22	第 1 回になるべく入れるというのが全体の方針で第 2 章、特に次やる方の安全避難通路ですみたいに、第 2 章がいる人たちは、基本はその設備が出る海路でというのが整理の考え方でございます。
0:40:36	規制庁谷です。今第 2 章の話が少し出たので、ちょっと今回の資料と関係なくなってしまうところなんですけど、第 2 条の書き方としては、M O X に関して言うと、許可の時で個別設備の項目立てたものが要は本文で個別設備の項目立てたものは、
0:40:52	すべて第 2 章の項目として立てて書きますよ、最終形に関しては今検討中だと思うんですけど、あちらの許可のときに立ててない項目というものもあるかと思うんで、目途なの考えながら整理をしているとかそういう形でよかったですかね。
0:41:12	日本原燃の高橋でございます。はい、そのような考えで結構です。
0:41:20	規制庁館です。状況は理解いたしました。
0:41:23	で、続けてなんで自分からちょっとすいませんろ江藤議事録関連も続けて確認させていただければと思うんですけど。
0:41:30	右下 109 ページのところ
0:41:34	変更前のところ L o w e r 様は従前から考慮してた自然現象という並べる形になってると思っていて、
0:41:41	森林火災に関しては今回ガイドも踏まえながら改めてって形になっているんで変更後に書く形になっていて、近隣工場等の火災が変更前に書かれてる理由に関しては

0:41:52	多分実用炉とかだと書いてないところになるんですけど、御社の場合は近くに石油備蓄基地があって設計方針としては、従前からうたってるところになるので変更前に変えて、
0:42:02	ただ詳細な評価というのは当然従前の時はやってなかったものが出される形なので設計方針としては変更前に書いていて、中身に関しては今回改めて追加的に説明するとかそういう理解でよかったですかね。
0:42:16	日本原燃徳永でございます。ご指摘の通り、ご認識の通りです事業許可の添付書類7の中で、既許可のときから、
0:42:25	近隣工場として備蓄基地の話を書いておりますので、基本的な考え方としては見ていたということで、近隣工場は左の方に書かせていただいているという整理でございます。以上です。
0:42:36	規制庁館です。理解いたしました。衛藤。その場合にこの外部火災の00シリーズの説明を受けることにはなると思っていてその対応としてはそういう工事長はちゃんと昔から見ましたよというのでここに書くのは理解しつつ、
0:42:50	あと外部火災のところになった時に備蓄基地火災の詳細な説明のところが多少出てくるかと思うんですけどその時にどこまで見てた見てないという整理も今後確認することになると思いますのでよろしく願いいたします。
0:43:04	論議のトクナガでございます。外部火災側では基本的には左には何も書いてないというような業界で今推移していたと思います。はい。またよろしく願いいたします。
0:43:13	規制庁田尻です何かそういう形かなと思いつつなんですけど今おっしゃられたように考慮しましたよって一行ぐらいがどっかで要は今、その他外部で打たれた時に外部火災が全くない
0:43:24	でも、頭の一行で外部火災に対して大丈夫なように設計しますよという昔からだったっていう整理にするのかとかが、多分実用炉とずれる可能性もあるかなと思うんで全部新しくてもそこまでおかしくはないと思っ てはいるんですけどそのあたりの整理ってというのは
0:43:37	どう考えたかっていうだけの話であるかと思うんですけどそのあたりは確認できればと思いますのでよろしく願いします。
0:43:43	で、自分からすいません別紙6シリーズであと1個なんですけど、
0:43:47	先ほど、
0:43:48	衛藤右田111ページのところで、変更前の手法の問題なんですけど、
0:43:55	外部事象防護対象施設という主語を昔から

0:44:00	そもそもこれもう略語の置き方だけの話なんでこの言葉が昔からあったらおかしいかと言ったらそこまでではないと思ってるんですけど、
0:44:08	去年外部事象防護対象施設カサモの対象とする設備というのは違うんだけど、略語の置き方としては統一して、変更前からあったんですという整理をしたということですかねここは。
0:44:21	日本原燃徳永でございます。はい、ご指摘の通りの整理をした結果として、でお示しさせていただいております以上です。
0:44:29	規制庁タジリです。なので明示的に言葉として出てくるのは今回の新基準強化のタイミングからになるけれど、結局対象を決めて防護しますよっていう考え方自体は変更前からあったものなんですという形で、この言葉が使われてるということかと思しますので、
0:44:45	ちょっと物によって下によっては、ひょっとして対象が変になるものも出てくるかなと思いますのでその辺りはちょっと引き続き確認させていただければと思いますのでよろしくお願いします。
0:44:56	日本原燃徳永でございます承知いたしました。
0:44:59	規制庁田尻です。ちょ外部その他に関しては自分からは以上ですが、規制庁側から他に何かありますでしょうか。
0:45:16	規制庁田尻です。一応、今日3時までにはというところもあるので、外部その他に関して振り返りをお願いします。
0:45:28	えっと、2節ですけど、
0:45:32	はい。日本原燃の安保でございます。外部衝撃のその他についてですけども、全体的に精査をしていくということも前提としつつ、
0:45:42	協議の中での参考にしたというところについてはちょっと意図が不明確なところがありますので、こちら考え方を記載する。
0:45:49	した上で表現の方は適切に直したいと思います。
0:45:52	あと中変電設備等時、許可で書いてあったものが抜けているというところにつきましては許可整合の観点で
0:46:02	記載のウェブ必要性について検討した上で適切に修正したいと思います。
0:46:08	あと自然現象人為事象で記載の程度がちょっと違うとか、そういったところも含めて全体的に確認するというところ。
0:46:17	あと、
0:46:19	積雪荷重の説明のところはこちら、評価値の説明というものを踏まえて記載の方を改めて見直すというところですよ。

0:46:28	あと、垂直積雪量に対して閉塞しないという、当たり前と考えたものについてでも必要な分についてはきちんと追加するというのでこちらも、
0:46:39	全体的に確認の方をしてきたところ、追記していきます。
0:46:43	あとは落雷関係で 270 キロアンペアの根拠、こちらの方が記載ないということでこちらの方も追加していくということで、
0:46:52	対応していきたいと思います。以上です。
0:46:56	規制庁田尻です。
0:46:59	とりあえず改めて資料出していただいて第一発目という形ではあったんですけど、とりあえず、原理としてしっかりレビューしながら精査して出してきたという形なので、
0:47:09	全くやってなかったのか、これこれこういう点で抜けてた可能性だけ、原燃の考え方はこうだったんだけどそれが適切に反映されてなかっただけなのかとか、その理由とかによっては、
0:47:20	機械が駄目なもんってのはあり得ると思ってんんですけどその理由によっていろいろ状況が変わってくるかなとは思っていますので、そういった点も含めて今後の説明のときには注意して説明いただければと思います。
0:47:30	ほか、全体通して規制庁側から弁側から何かありますでしょうか。
0:47:40	そうであれば補足。はい。ごめんなさい。お願いします。
0:47:43	今回ちょっと時間もあれなので、ここ一つだけとりあえずサンプルで見たという形になりましたけど、今後どうなるかっていうのは調整してるんですけど。
0:47:54	規制庁田尻です。一応スケジュールもらっていて、来週の火曜日ぐらいに内部火災等、あとでちょっと今日できなかった多分安全避難通路とか閉じ込めが行く形になってで、
0:48:04	外部事象の竜巻とか竜巻とかに関しては補足説明資料の準備を合わせてやるという形になっていてその補足が来週出てくるような形になっていて、それが速やかに出てきて適切なものだったらすぐという形もできるかもしれないんですけど、今日それはゴールデンウィーク明けにヒアリングという形で今示されていたと思います。
0:48:23	コサクです。了解しました。
0:48:26	ます。
0:48:28	今回提示いただいた資料の、順に確認をしていくというところで確認の視点は今日で何となくご理解いただけたのかなとは思いますが。
0:48:40	今日は話になったの
0:48:44	特有の事象だったという古藤。

0:48:48	がありましたけど、それ以外にも全般にかかるようなこともあったと思いますので、そういったところを先ほど田尻が言ったように、どういうのが問題だったのか。
0:48:58	是正するとき、どこまでの対応が必要なのかというところを、なるべくその場でですね、お話いただいて、その後のヒアリングでどう対応するのかと。
0:49:08	いうことも
0:49:10	認識共有しながら進めていければと思いますのでよろしくお願ひします。以上です。
0:49:17	はい。日本原燃志田でございます。はい。ご指摘の点、十分理解をしております。
0:49:22	全体見渡して、展開が必要なところはちゃんとその場で発言できるようにということで、関係者全員進めていきたいと思います。以上です。
0:49:35	規制庁田尻です。それでは他になさそうですねこれで本日のヒアリング終了したいと思います。録音停止します。